

医療法人部会要領の一部改正について

山口県医療審議会医療法人部会要領の一部を下記新旧対照表のとおり改正する。

1 新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務) 2 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する次の事項とする。 （1） 医療法人の設立認可 （2） 医療法人の解散 （3） 医療法人の合併 <u>（4） 医療法人の分割</u> （5） 医師又は歯科医師でない理事からの理事長の選出 （6） 社会医療法人の認定	(所掌事務) 2 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する次の事項とする。 （1） 医療法人の設立認可 （2） 医療法人の解散 （3） 医療法人の合併 （4） 医師又は歯科医師でない理事からの理事長の選出 （5） 社会医療法人の認定

2 改正理由

- （1）「医療法人の合併及び分割について」（厚生労働省医政局長通知）において、医療法人の合併及び分割手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図られたいとされていること。
- （2）今般、医療法人の分割についての相談があったため、手続の迅速化の観点から医療法人部会での審議が行えるよう改正するもの。

3 施行日

令和2年11月17日から施行する。

【参考】都道府県医療審議会に係る法令・通知の規定

医療法（昭和23年法律第205号）

第55条

1～6（略）

7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第60条の3

1～3（略）

4 吸収分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第55条第7項の規定は、前項の認可について準用する。

第61条の3 第60条の3から第60条の5までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第60条の3第1項及び第3項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

「医療法人の合併及び分割について」

（平成28年3月25日医政発0325第5号厚生労働省医政局長通知）

第7 都道府県医療審議会の運営（令第5条の21関係）

都道府県医療審議会は、その定めるところにより、部会を置き、その決議をもって当該審議会の決議とすることができることと規定されており、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知）において、「部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること」としているところである。

こうしたことも踏まえ、医療法人の合併及び分割手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図られたいこと。

山口県医療審議会医療法人部会要領（改正後）

（設置）

- 1 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の21の規定に基づき、山口県医療審議会に医療法人部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する次の事項とする。
 - （1）医療法人の設立認可
 - （2）医療法人の解散
 - （3）医療法人の合併
 - （4）医療法人の分割
 - （5）医師又は歯科医師でない理事からの理事長の選出
 - （6）社会医療法人の認定

（組織）

- 3 部会は、委員10人以内で組織する。

（招集）

- 4 部会は、部会長が招集する。

（議決）

- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合、部会長の決するところによる。
- 7 部会の決議をもって、審議会の決議とする。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、健康福祉部医務保険課において処理する。

附則

（施行期日）

この要領は、昭和62年10月22日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成8年7月31日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成14年7月23日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成21年10月14日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年11月17日から施行する。